

企画提案審査方式による選定結果一覧表

公表項目		内容						
1	契約名	農畜水産物戦略的輸出拡大業務委託契約						
2	審査年月日	令和7年5月19日						
3	区分、評価項目、配点及び評価	(業者)	(業者)	(業者)	(業者)	(業者)	(業者)	
		株式会社 J T B	企画提案者 A	企画提案者 B	企画提案者 C	企画提案者 D	企画提案者 E	
	区分	評価基準						
	業務目的・業務内容の理解度	「山梨県産果実の輸出拡大に向けた基本的な戦略」及び「山梨県産農畜水産物(牛肉、魚(サケ・マス類)、米)の輸出拡大に向けた基本的な戦略」の内容、業務の目的、今後の方向について十分に理解しているか。(配点:5×審査員5名)	21	21	24	19	18	13
	山梨県産農畜水産物を組み合わせた美食体験イベントの実施	日本産農畜水産物の中でも高価格帯商品を購入・消費するような所得者層(以下「高所得者層」という。)に対して、山梨県産農畜水産物のブランド価値向上を狙う取り組みとして効果的な内容となっているか。(配点:10×審査員5名)	42	38	44	40	32	28
		対象とする国・地域(以下「対象国」という。)の輸入規制が考慮されており、美食イベントを実施する飲食店等が具体的且つ著名な店舗で、各品目の魅力を具体的に消費者に訴求する取り組みを実施する計画となっているか。(配点:15×審査員5名)	66	66	57	54	45	39
		対象品目の組み合わせや山梨県産品の活用により、さらなる付加価値を創造するような計画となっているか。(配点:5×審査員5名)	18	18	18	17	16	13
		実施店舗において対象品目の継続した取引につながるような工夫や仕掛けが設定された内容となっているか。(配点:5×審査員5名)	21	20	15	18	17	15
		デジタルによる情報発信について、消費者行動を意識し、食体験への誘導及びその後のSNSでの発信等による共有を促すような仕掛けや手法を活用した計画となっているか。(配点:15×審査員5名)	51	60	57	51	57	42
		定量的かつ適切な評価指標(KPI)を設定し、効果を検証できる計画となっているか。(配点:5×審査員5名)	17	16	16	18	19	12
	年間を通して実施するデジタルプロモーション	山梨県産農畜水産物をはじめとする山梨県のブランド価値の向上につながるよう工夫され、高所得者層に対して効果的に訴求する計画となっているか。(配点:10×審査員5名)	40	32	38	32	32	28
山梨県産農畜水産物の認知度向上、購買活動促進、商流関連事業者の取り扱い意欲向上を図る取り組みとして、効果的な内容となっているか。(配点:5×審査員5名)		21	19	17	15	17	14	
定量的かつ適切な評価指標(KPI)を設定し、効果を検証できる計画となっているか。(配点:5×審査員5名)		21	17	19	18	18	13	
実施計画・実施対体制	実施手順が効率的であり、実施スケジュールに実現性があるか。(配点:5×審査員5名)	20	20	17	14	18	14	
	各業務が確実かつ効果的に実施される見込みがある体制となっているか。(配点:5×審査員5名)	17	19	17	16	17	14	
価格点	価格点(配点:10×審査員5名)	50	50	50	50	45	50	
4	総合評価の審査結果	405	396	389	362	351	295	
5	契約の方法	企画提案審査随意契約						
6	落札者(契約者)の名称	株式会社 J T B						
7	契約締結年月日	令和7年5月22日						
8	契約金額(税込)	18,561,400円						
9	随意契約の理由及び根拠法令(企画提案審査方式の場合)	本業務は、山梨県産農畜水産物の更なる輸出拡大を図ることを目的とし、農畜水産物を組み合わせた美食体験イベント、デジタルプロモーションを実施するものであり、現地飲食店との連携や輸出実績がない品目の輸出体制の構築、効果的なプロモーションを展開する能力が必要であることから、価格のみの競争ではこれを評価することができない。このため、公募型企画提案方式により、募集した企画内容を評価し、事業内容として優秀で、県にとって有利な提案をした事業者を契約の相手方に決定することとする。以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約によるものとし、山梨県財務規則137条第3項の規定により見積合わせを省略することとする。						
10	所属名	山梨県農政部販売・輸出支援課						